**農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について**

**現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和２年７月１９日をもって満了となるため、農業委員会等に関する法律に基づき、次期委員の推薦と応募を受け付けいたします。**

　**業務の内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 農業委員 | 農地利用最適化推進委員 |
| 委員会の総会に出席し審議して、最終的に合議体として決定することが主な業務（加えて、現場活動を行うことは可能） | 担当地域において、現場活動を行う |
| ●農地の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定●農地転用許可にあたって、具申すべき意　見の決定●農地利用の最適化の推進に関する指針を作成･変更●農地利用の最適化の推進に関する施策について、 提出する意見の決定 | ●人･農地プランなど、地域の農業者等の話合いを推進●農地の出し手･受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積･集約化を推進●遊休農地の発生防止･解消を推進●農地パトロール |

**募集人数**

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　農業委員　　　　　　（村内全域） | 　　　農地利用最適化推進委員　　　（次の地区ごとに選任する） |
| １４名 | ①川辺区・蒜生区　　　　１名②小高区・中区　　　　　１名③岩法寺区・竜崎区　　　１名④南須釜区　　　　　　　１名⑤北須釜区・吉区　　　　１名⑥山小屋区・四辻新田区　１名　　　　計　　　　　　　６名 |

**任期**

|  |  |
| --- | --- |
| 農業委員 | 農地利用最適化推進委員 |
| 令和2年7月20日～　　　　　　　令和５年7月19日 | 　令和2年7月に委嘱　　　　　　　された日から3年間 |

**身分及び報酬**

|  |  |
| --- | --- |
| 身　分 | 　玉川村の非常勤特別職の職員 |
| 報　酬 | 　村の条例に基づき支給 |

**応募資格**

|  |  |
| --- | --- |
| 農業委員 |  農地利用最適化推進委員 |
| 農業委員として推薦を受ける方及び一般募集に応募する方は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。ただし、一定人数は認定農業者等の条件があります。 | 推進委員として推薦を受ける方及び一般募集に応募する方は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。  |

**推薦及び応募の方法**

　玉川村農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員を選任するに当たっては、次の方法により推薦を求め、及び募集を行うものとする。
　　(1)村内に居住する農業者３名以上からの推薦
　　(2)農業者が組織する団体等からの推薦（各行政区等）
　　(3)一般募集

 　　推薦･応募は下記に該当するいずれかの様式に必要事項を記入し、玉川村　農業委員会事務局へ持参または郵送にて提出してください。
　　★ 農業委員
　　　　　[農業委員申込用紙（一般個人申込用）](http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00033900/00033927/20161220141220.docx)
　　　　[農業委員推薦用紙（法人・団体推薦用）](http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00033900/00033927/20161220141308.docx)
　　★農地利用最適化推進委員
　　　　[農地利用最適化推進委員申込用紙（一般個人申込用）](http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00033900/00033927/20161220141344.docx)
　　　　[農地利用最適化推進委員推薦用紙（法人・団体推薦用）](http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00033900/00033927/20161220141401.docx)
　　　　※各推薦書及び応募届出書は農業委員会事務局にも備えてあります。

**募集期間**

　　令和2年4月3日（金曜日）～令和2年5月1日（金曜日）
　　　　※郵送の場合は5月1日（金曜日）必着



****

玉川村農業委員会事務局
電話：0247-57-4628